

(2) 通告処分及び履行状況

区 分	酒 税				
	免 許 者		非 免 許 者	計	
	酒 類 等 製 造 者	酒 類 販 売 業 者			
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	件	件	件	件
通告処分	外	-	-	-	外
	計	外	-	-	外
履行等件数	通告不履行による告発	-	-	-	-
	通告後公訴権消滅	-	-	-	-
	通告履行	外	-	-	外
	計	外	-	-	外
本年度未履行未済件数	-	-	-	-	-
通告履行罰科金相当額	外	千円	千円	千円	外
	-	-	-	-	-

(続)

区 分	揮 発 油 税			合 計	
	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計		
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	件	件	件	件
通告処分	外	-	-	-	外
	計	-	-	-	外
履行等件数	通告不履行による告発	-	-	-	-
	通告後公訴件消滅	-	-	-	-
	通告履行	-	-	-	外
	計	-	-	-	外
本年度未履行未済件数	-	-	-	-	-
通告履行罰科金相当額	外	千円	千円	千円	外
	-	-	-	-	-

調査対象等：平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

用語の説明：「不履行」とは、通告処分を履行しなかったものをいう。

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。